

意見募集結果公表資料(個別案件用)

案 件 名	亀岡市不当要求行為等対策条例(案)	公 表 日	5月20日
<p>上記案件について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。 お寄せいただいたご意見及びこれに対する亀岡市の考え方を以下のとおり公表いたします。</p>			
意見募集期間	令和6年4月12日～令和6年5月11日	意 見 数	5件
意 見 の 要 旨		亀 岡 市 の 考 え 方	
<p>第2条(定義) (1) ア 市が行う行為に関し、特定の個人又は法人その他の団体に対し有利又は不利な取扱いを要求する行為 イ 市が行う行為に対し、その達成を妨害し、又は遅延させることを目的に行われる行為</p> <p>ア、イの規制は具体性がなく、やりすぎである。憲法第3章国民の権利の侵害にもつながる場合があるので削除すべきである。</p>		<p>ア、イともにその行為が、公正な職務の執行を妨げる、又は妨げるおそれがある場合において適用するものであり、憲法「第3章 国民の権利及び義務」の規定に違反するものではないと考えております。</p>	
<p>第2条(定義) (1) オ 職員に対し、自らの要求を実現するため、暴力的行為その他社会的常識を逸脱した手段を用いる行為</p> <p>「その他社会的常識を逸脱した手段」について具体例を示しておいた方が良いのではと思う。</p>		<p>何が「その他社会的常識を逸脱した手段」にあたるかについては、事象によって様々であり、これらを全て条例上で網羅することは困難であるとともに、現在想定されていないような事象が問題となった場合に、柔軟かつ機動的に条例改正を行うことが困難であることなどから、具体例を個々に記載するのではなく、包括的に規定したいと考えております。その上で、ガイドライン等を策定し具体的事例を示したいと考えております。</p>	
<p>第2条(定義) 第3条(市の責務)</p> <p>①窓口対応について基準があり市民団体への抑制になるのか。 ②カスタマーハラスメントや人権条例関連性は？ ③この条例制定により職員の職務が守られ市民にも周知されるのか。</p>		<p>①第2条に規定する行為が、不当要求行為等に該当するものであり、本条例の制定によって不当要求行為等に対する一定の抑止効果を期待しているところです。 ②カスタマーハラスメントと本条例における不当要求行為等とは関連性があり、「亀岡市人権尊重推進条例」の基本理念である人権尊重のまちづくりを推進するためにも、不当要求行為等への対策は必要であると考えます。 ③不当要求行為等への対策を行うことで、公正な職務の執行の確保等につなげていきます。なお、本条例については、市議会における審議をはじめ、広く市民等に周知してまいります。</p>	
<p>全体</p> <p>もっと早く条例があってもよいと思えるほど権利を超える主張をくり返す人が増えている。条例はあって当然の世の中である。</p>		<p>本条例により、不当要求行為等に対しては統一に対応し、不当要求行為等の未然防止のために組織的な体制を整備することによって、公平・公正な職務の遂行を確保し、そのことによって行政サービスの向上等を図ってまいります。</p>	
<p>全体</p> <p>治安を守るためなら、亀岡市不当要求行為等対策条例の導入もやむを得ない。しかし法的効力がある条例の前に要綱を定めて対応されてはどうか。</p>		<p>本条例は、公正な職務を執行するために、市民等に協力を求める内容であるため、市の最高意思決定機関である議会において審議いただき制定すべきものとの考えから、市の内部規範である要綱ではなく、条例としたものです。</p>	